

第2章 評価の体系

2.1 新規事業採択時評価の体系

(1) 新規事業採択時評価の枠組み

港湾投資の新規事業採択時評価は、費用対効果分析、財務分析、実施体制等の状況、その他の考慮事項の個々の分析・検討結果を総合的に評価することによって行う。

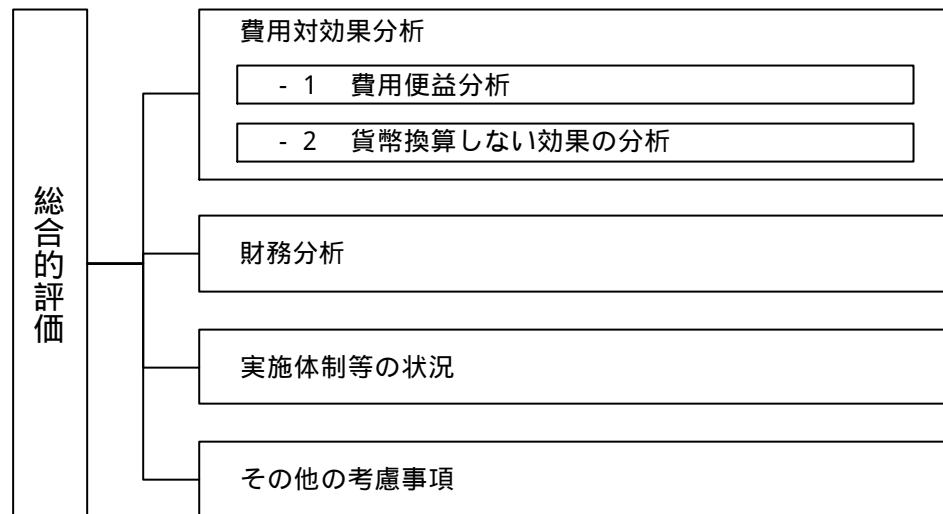


図 -2-1 新規事業採択時評価の枠組み

費用対効果分析

- ・ 社会全体の経済資源投入の効率性の良否を判断するため、港湾投資により失われる資源と港湾投資により得られる効果を比較する分析方法。
- ・ 費用対効果分析は、効果を貨幣換算して分析する費用便益分析と、貨幣換算しない効果の分析に分類できる。
 - 1 費用便益分析
 - ・ 投資によって整備される施設等がもたらす便益（貨幣換算した効果）と事業に投入される費用とを比較する分析。
 - 2 貨幣換算しない効果の分析
 - ・ 現状の知見では貨幣換算は困難であるが定量化は可能な効果、あるいは定量化も困難で定性的に捕捉せざるを得ない効果を把握する分析。今後の科学的知見の進歩により効果は貨幣換算可能になり、費用便益分析に含まれることとなる。

財務分析

- ・事業の安定的な継続の可能性を判断するために実施する事業主体の財務状況の分析。
- ・財務分析は、原則として事業主体が港湾管理者、地方整備局等の場合は実施しない。

実施体制等の状況

- ・事業の円滑な実施の可能性を判断するための地元（地方公共団体、住民、その他の関係者）等における事業実施に向けての調整状況等の検討。

その他の考慮事項

- ・主として、公平性の視点からの検討。例えば、次の事項が該当する。
 - a. 地域的な経済効果
 - b. 社会基盤として必要な水準の確保
 - c. カタストロフィ（大規模な災害による広域的・長期的な国民生活への甚大な被害）の回避

(2) 新規事業採択時評価における分析・評価の手順と分析実施者

新規事業採択時評価における分析および評価の手順は、以下に示す通りであり、評価の分析実施者は事業主体とする。

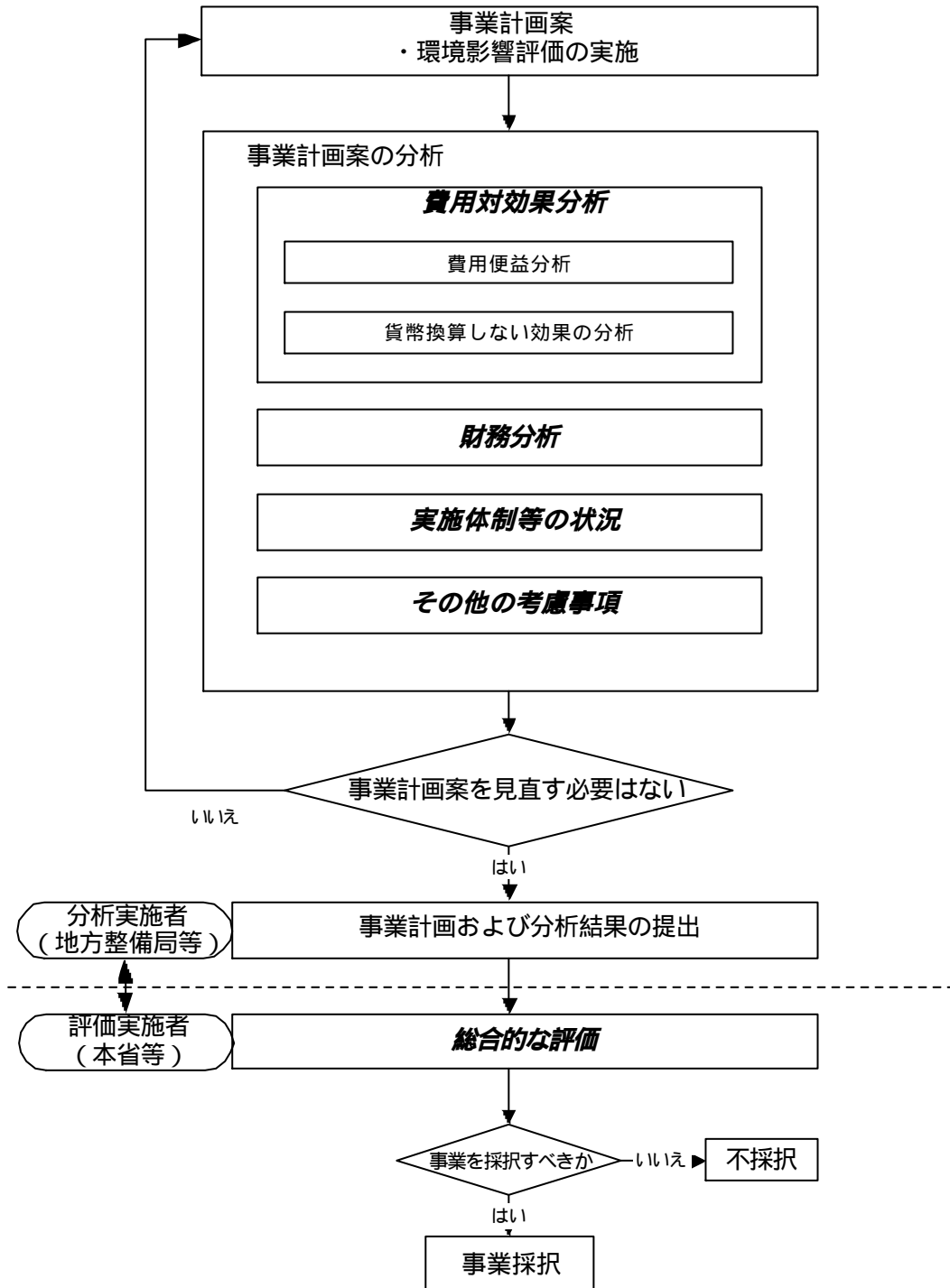


図 -2-2 新規事業採択時評価の分析および評価の手順

- ・港湾計画策定段階、事業の実施に伴う公有水面埋立免許申請段階においては、環境影響評価を実施し、環境に及ぼす影響について事前に評価し、環境の保全について適正に配慮する。
- ・分析実施者（地方整備局等）は、事業計画案に対する費用対効果分析、財務分析、実施体制等の状況、その他の考慮事項を分析・検討し、必要に応じ事業計画案を見直して事業計画を策定する。
- ・分析実施者（地方整備局等）は、分析結果を整理した上で、事業計画とともに評価実施者（本省等）に提出する。
- ・評価実施者（本省等）は、提出されたそれぞれの分析結果をもとに事業計画を総合的に評価する。

（３）本マニュアルで対象とする分析の範囲

本マニュアルでは、費用対効果分析の方法の例を示す。

- ・本マニュアルの範囲は、以下の通りである。

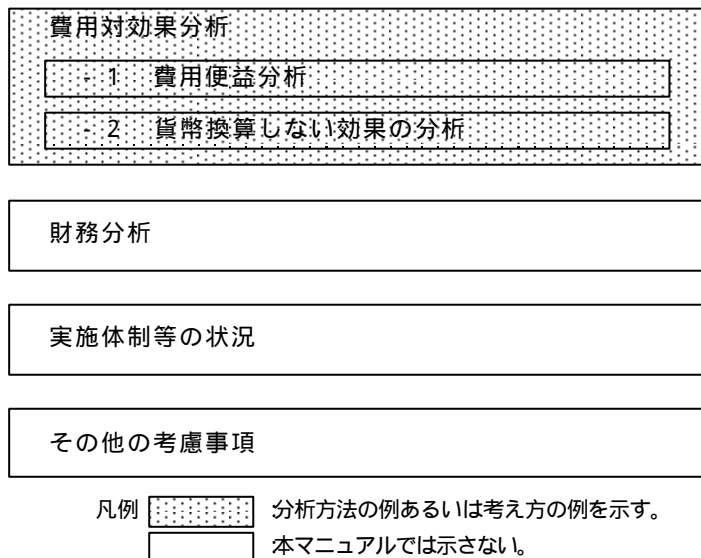


図 -2-3 本マニュアルで示す分析の範囲

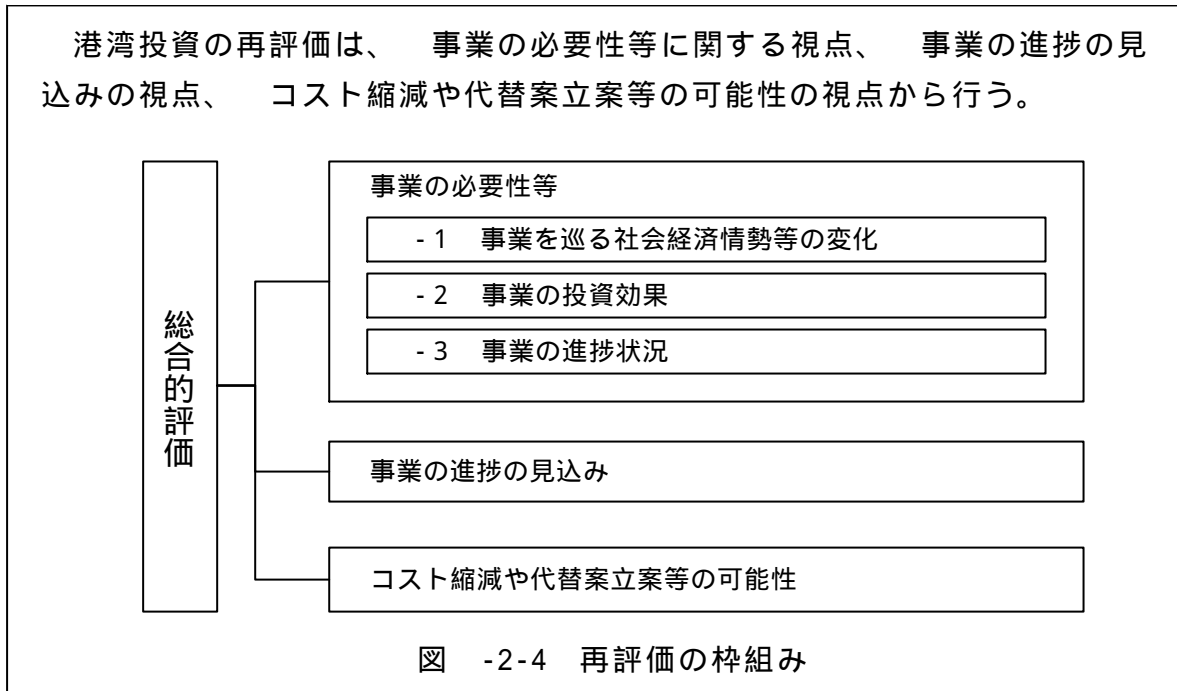
- ・費用対効果分析には、費用便益分析と、貨幣換算しない効果の分析（貨幣換算はしないが定量的に把握する効果の分析および定性的に把握する効果の分析）がある。より厳密な評価を行うため、本マニュアルでは、可能な限り貨幣換算を行い、費用便益分析を行うようにしている。
- ・貨幣換算しない効果の分析方法は、本マニュアルでは、一部の効果について

分析方法の例を示している。

- ・財務分析は、事業実施主体が港湾管理者、地方整備局等である場合は、実施の必要はなく、民活事業あるいは必要に応じて公社事業で実施する。財務分析はその方法が一般に普及しているため、本マニュアルでは分析方法を示さない。
- ・実施体制等の状況は、事業特有のものであることや定性的な判断によらざるを得ない場合が多く、本マニュアルでは分析方法を示さない。

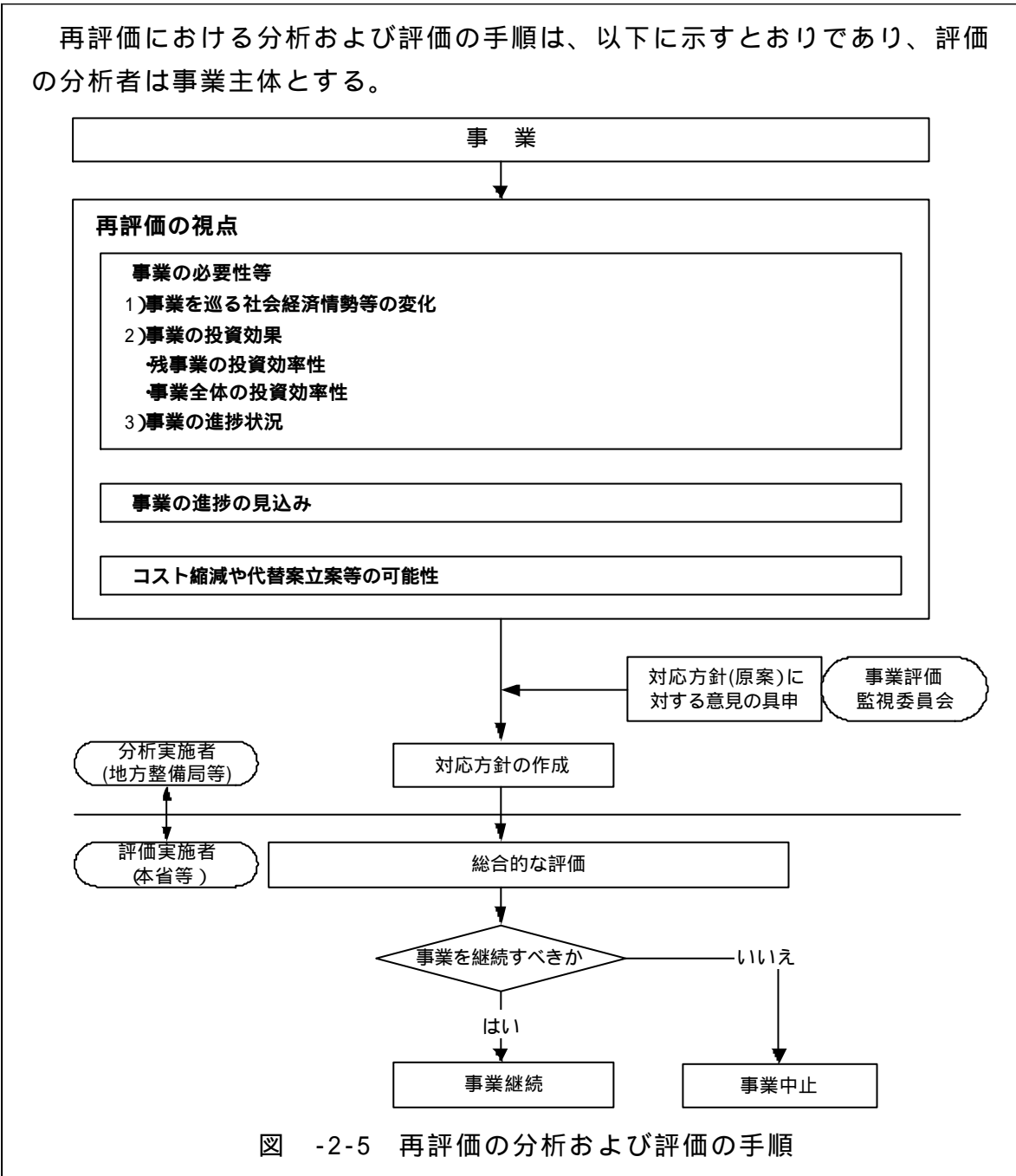
2.2 再評価の体系

(1) 再評価の枠組み



- ・国土交通省所管公共事業の再評価実施要領に基づき、再評価を行う際の視点を上記の通りとする。
- ・事業の必要性等に関する視点については、事業採択の際の前提となっている需要の見込みや地元情勢の変化など事業を巡る社会経済情勢等の変化、事業の投資効果やその変化、再評価を実施する事業の進捗率、残事業の内容等を検討する。
- ・事業の投資効果については、原則として再評価を実施する全事業について費用対効果分析を実施するものとする。また、費用対効果分析は、原則として「残事業の投資効率性」と「事業全体の投資効率性」の両者について実施する。
- ・事業の進捗の見込みの視点については、事業の実施のめど、進捗の見通し等について検討する。
- ・コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点については、技術の進展に伴う新工法の採用等による新たなコスト縮減の可能性や事業手法、施設規模等の見直しの可能性などについて検討する。

(2) 再評価における分析・評価の手順と分析実施者



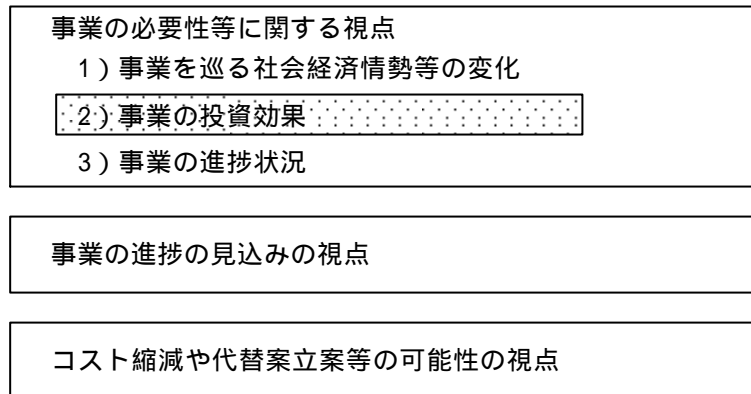
- ・ 評価実施者は、直轄事業の場合には、分析実施者より提出された対応方針（案）をもとに、事業の継続・中止を総合的に判断し、対応方針を決定する。また、補助事業の場合には、分析実施者から提出された対応方針などを踏まえて、評価実施者が補助金交付等に係る対応方針を決定する。

(3) 本マニュアルで対象とする分析の範囲

本マニュアルでは、事業の投資効果に関する視点での検討の際に行う「残事業の投資効率性」および「事業全体の投資効率性」に関する費用対効果分析の方法の例を示す。

- ・本マニュアルの範囲は、以下の通りである。

<再評価>





- 凡例
-  分析方法の例あるいは考え方の例を示す。
 -  本マニュアルでは示さない。

図 -2-6 本マニュアルで示す分析の範囲

- ・事業の進捗の見込みの視点、コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点、また、事業の必要性等に関する視点のうち事業を巡る社会経済情勢等の変化、および事業の進捗状況については、本マニュアルでは分析方法を示さない。
- ・事業の投資効果については、本マニュアルでは可能な限り効果の貨幣換算を行い、費用便益分析を行うようにしている。